

大 個 審 第 9 3 号
(答 申 第 2 2 5 号)
平成 2 3 年 1 月 3 1 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 2 3 年 1 月 1 3 日付け健第 2 9 4 6 号で諮問のありました、大阪府特定疾患医療費助成事業にかかる特定疾患医療受給者証交付申請の関係書類にかかる大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 9 号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件においては、申出者が実子であり、本人と関係の深い遺族である。
また、申出者は死亡した本人の相続人として「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の請求を行うため、本人が C 型肝炎に感染したことを証明する必要があり、本件個人情報はその証明に必要な資料であると認められる。
さらに、申出者は本人の当該情報について実質的に知る立場にあり、これらの個人情報を申出者に提供したとしても本人の権利利益を侵害するおそれはないものと思われる。
- 2 第三者の印影については提供しない。